

令和8年度の租税及び印紙収入予算等について

目 次	
一 令和8年度予算について……………	990
二 令和8年度租税及び印紙収入予算の概要……………	991
三 各税の収入見積り……………	998

一 令和8年度予算について

令和8年度予算は、令和7年12月26日に概算の閣議決定が行われ、令和8年2月20日の閣議決定を経て第221回国会に提出されました。その後、3月13日に衆議院で、4月7日に参議院で、それぞれ可決され、成立しました。

当初予算額に対して71,114億円（6.2%）増の1,223,092億円となっています。

なお、一般歳出の規模は、令和7年度当初予算額に対して20,485億円（3.0%）増の701,557億円となっています（第1表参照）。

1 一般会計予算の規模

令和8年度一般会計予算の規模は、令和7年度

〈第1表〉 令和8年度一般会計予算の概要

（単位：億円、%）

区 分	令和7年度予算額 （当初）	令和8年度予算額	比較増▲減額（増▲減率）	
（歳 入）				
1 租 税 及 び 印 紙 収 入	778,190	837,350	59,160	(7.6)
2 そ の 他 収 入	87,318	89,902	2,585	(3.0)
3 公 債 金	286,471	295,840	9,369	(3.3)
合 計	1,151,978	1,223,092	71,114	(6.2)
（歳 出）				
1 一 般 歳 出	681,071	701,557	20,485	(3.0)
2 地 方 交 付 税 交 付 金 等	188,728	208,778	20,050	(10.6)
3 国 債 費	282,179	312,758	30,579	(10.8)
合 計	1,151,978	1,223,092	71,114	(6.2)

2 一般会計予算と国内総生産

第2表のようになります。

一般会計予算の規模を国内総生産と対比すると、

〈第2表〉 一般会計予算の国内総生産に対する割合

	(A) 一般会計 (億円)	(B) うち一般歳出 (億円)	(C) 国内総生産 (名目・兆円程度)	(A)／(C) (%程度)	(B)／(C) (%程度)
令和7年度	1,151,978	681,071	669.2	17.2	10.2
令和8年度	1,223,092	701,557	691.9	17.7	10.1
令和8年度の 対前年度伸率	6.2%	3.0%	3.4%程度	—	—

(注) 1 令和7年度の(A)欄及び(B)欄は、当初予算の計数である。

2 令和7年度及び令和8年度の(C)欄は、令和8年度の政府経済見通しによる（令和7年度は実績見込み、令和8年度は見通し）。

3 一般会計歳入予算

(1) 租税及び印紙収入は、現行法（令和8年度税制改正前をいいます。以下同じです。）による場合、令和7年度補正後予算額（注）に対して35,770億円増の842,750億円となりますが、個人所得課税、法人課税等の税制改正を行った結果、令和7年度補正後予算額に対して30,370億円（3.8%）増の837,350億円となっています。

また、その他収入は、令和7年度当初予算額に対して2,585億円（3.0%）増の89,902億円となっています。

(注) 令和7年度補正予算（第1号及び特第1号）

による補正後の改予算額をいいます。以下同じです。

(2) 公債金は令和7年度当初予算額を9,369億円上回る295,840億円となっています。

公債金のうち67,160億円については、「財政法」第4条第1項ただし書の規定により発行する公債によることとし、228,680億円については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第3条第1項の規定により発行する公債によることとしています。この結果、令和8年度予算の公債依存度は24.2%（令和7年度当初予算24.9%）となっています。

二 令和8年度租税及び印紙収入予算の概要

1 令和8年度租税及び印紙収入予算の規模

令和8年度一般会計租税及び印紙収入予算額は837,350億円

で、これは令和7年度当初予算額に対しては59,160 〆

の増加、令和7年度補正後予算額に対しては30,370 〆

の増加です。また、これに特別会計分を加えた令和8年度租税及び印紙収入予算額の合計額は899,942 〆

です。

A 一般会計

- (1) 令和7年度当初予算額 778,190億円
- (2) 令和7年度補正後予算額 806,980 〆
- (3) 令和8年度予算額

① 税制改正前収入見込額 842,750 〆

増減額 { 対7年度当初予算額 64,560 〆
対7年度補正後予算額 35,770 〆

② 税制改正による増減収見込額 ▲5,400 〆

内訳 { (イ) 個人所得課税 ▲7,100 〆
(ロ) 法人課税 620 〆
(ハ) 消費課税 700 〆
(ニ) 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 380 〆

③ 合計	令和8年度予算額 (①+②)	837,350億円
増減額	対7年度当初予算額	59,160 〳
	対7年度補正後予算額	30,370 〳

B 特別会計

(1) 交付税及び譲与税配付金特別会計分	56,477 〳
(2) 国債整理基金特別会計分	1,177 〳
(3) 東日本大震災復興特別会計分	4,938 〳
計	62,592 〳

C 合計 (A + B) 899,942 〳

※ 税目別の内訳は第3表、税制改正による増減収見込額は第4表を参照。

2 見積りの大要

上記の令和8年度租税及び印紙収入予算額は、税目ごとに、令和8年度の政府経済見通しによる経済諸指標、予算編成時点までの課税実績、収入状況等を勘案して見積もったものです（税目別の内訳は、第3表参照）。

主な税目の見積りの大要を説明すると、次のとおりです。

(1) 源泉所得税

給与所得については、雇用者報酬の伸び、前年度以前の改正の平年度化による影響等を勘案し、令和7年度に対する令和8年度税額の割合を108%程度と見込んで算定しました。その他の源泉徴収に係る所得は予算編成時点における課税実績等を勘案して算定しました。

(2) 申告所得税

事業所得については、前年度以前の改正の平年度化による影響等を勘案し、特定の基準所得金額の課税の特例の影響を勘案する前の令和7年度税額に対する令和8年度税額の割合を100%程度と見込んで算定しました。その他の申告所得については、源泉所得税の動向、予算編成時点における課税実績等を勘案して算定しました。

(3) 法人税

生産、物価、輸出、消費の動向等を勘案し、令和7年度に対する令和8年度年税額の割合を105%程度と見込んで算定しました。

(4) 相続税

予算編成時点における課税財産価額の推移等を勘案して算定しました。

(5) 消費税

消費の動向等を勘案し、令和7年度に対する令和8年度年税額の割合を104%程度と見込んで算定しました。

(6) 酒税

予算編成時点における課税実績等を勘案して算定しました。

(7) その他の諸税及び印紙収入

予算編成時点における課税実績、輸入見込等を勘案して算定しました。

3 令和8年度政府経済見通し

令和8年度租税及び印紙収入予算額の見積りの基礎となった令和7年度の経済状況及び令和8年度の経済見通しについては、令和8年1月23日に閣議決定された「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」において、以下のように示されています。

○ 令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（抜粋）

1. 令和7年度の経済動向

我が国経済は、賃上げ率が2年連続で5%を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来た。

足元の景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復している。しかし、潜在成長力は伸び悩み、

賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠いている。

こうした現状に対し、まずは、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、防衛力と外交力の強化を3つの柱とする「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）を策定した。その裏付けとなる令和7年度補正予算（令和7年12月16日成立）を迅速かつ着実に執行し、総合経済対策の効果を広く波及させていく。

令和7年度の我が国経済は、今後も緩やかな回復を続け、実質国内総生産（実質GDP）成長率は1.1%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は4.2%程度、消費者物価（総合）は2.6%程度の上昇率になると見込まれる。

2. (略)

3. 令和8年度の経済見通し

令和8年度は、所得環境の改善が進む中で、各種政策効果も下支えとなり、個人消費が増加するとともに、危機管理投資・成長投資の取組が進展する中で、設備投資も増加するなど、引き続き、国内需要中心の経済成長となることが期待される。

令和8年度の実質GDP成長率は1.3%程度、名目GDP成長率は3.4%程度、消費者物価（総合）は1.9%程度の上昇率になると見込まれる。

ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要がある。

① 実質国内総生産（実質GDP）

(i) 民間最終消費支出

物価上昇が徐々に落ち着く中で、所得環境の改善が進むとともに、各種政策効果も下支えとなり、増加する（対前年度比1.3%程度の増）。

(ii) 民間住宅

建築基準法改正に伴い前年度に生じた落ち込みから回復し、増加する（対前年度比1.3%程度の増）。

(iii) 民間企業設備

危機管理投資・成長投資の取組が進展する中で、企業の堅調な収益や高い投資意欲を背景に、増加する（対前年度比2.8%程度の増）。

(iv) 政府支出

高齢化等に伴う支出や総合経済対策に伴う支出により、増加する（対前年度比1.1%程度の増）。

(v) 外需（財貨・サービスの純輸出）

世界経済の緩やかな成長に伴い輸出が増加する一方で、国内需要の増加に伴い輸入が増加し、マイナス寄与となる（実質GDP成長率に対する外需の寄与度▲0.2%程度）。

② 実質国民総所得（実質GNI）

海外からの所得増加が見込まれることにより、実質GDP成長率を上回る伸びとなる（対前年度比1.7%程度の増）。

③ 労働・雇用

労働力人口がおおむね横ばいとなる中、経済の緩やかな成長に伴い労働需給は引き締まり、完全失業率は低下する（2.4%程度）。

④ 鉱工業生産

国内需要や輸出の増加に伴い、上昇する（対前年度比1.2%程度の上昇）。

⑤ 物価

消費者物価（総合）上昇率は、食料価格の上昇幅が前年度から縮小するとともに、総合経済対策によるエネルギー価格の抑制効果等も物価を押し下げる一方、需給バランスが改善する中で、基調的な物価は押し上げられ、1.9%程度となる。GDPデフレーターについては、対前年度比2.0%程度の上昇となる。

⑥ 国際収支

所得収支の黒字が続く中、経常収支の黒字はおおむね横ばいで推移する（経常収支対名目GDP比5.5%程度）。

（注1）（略）

（注2） 我が国経済は民間活動がその主体を成す

ものであること、また、国際環境の変化等
には予見しがたい要素が多いことに鑑み、

上記の諸計数は、ある程度幅を持って考え
られるべきものである。

(第3表) 令和8年度租税及び印紙収入予算額

(単位：億円)

税 目	令和7年度		令和8年度						
	当 初 予算額	補正後 予算額	前年度予算額に 対する現行法による 増減(▲)収見込額		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減(▲)収 見込額	改正法に よる収入 見込額 (予算額)	前年度予算額に 対する増減(▲)収見 込額	
			対当初	対補正後				対当初	対補正後
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)= (1)+(3) (2)+(4)	(6)	(7)= (5)+(6)	(8)= (7)-(1)	(9)= (7)-(2)	
(一 般 会 計)									
所得税									
源泉分	182,290	200,770	30,360	11,880	212,650	▲ 6,610	206,040	23,750	5,270
申告分	44,370	45,820	3,330	1,880	47,700	▲ 490	47,210	2,840	1,390
計	226,660	246,590	33,690	13,760	260,350	▲ 7,100	253,250	26,590	6,660
防衛特別所得税	-	-	-	-	-	380	380	380	380
法人税	192,450	195,960	13,890	10,380	206,340	620	206,960	14,510	11,000
防衛特別法人税	-	-	5,760	5,760	5,760	-	5,760	5,760	5,760
相続税	34,610	36,930	3,570	1,250	38,180	-	38,180	3,570	1,250
消費税	249,080	255,430	17,800	11,450	266,880	-	266,880	17,800	11,450
酒税	11,740	11,120	▲ 270	350	11,470	-	11,470	▲ 270	350
たばこ税	9,530	9,530	230	230	9,760	-	9,760	230	230
揮発油税	19,760	18,000	▲10,040	▲ 8,280	9,720	-	9,720	▲10,040	▲ 8,280
石油ガス税	40	40	0	0	40	-	40	0	0
航空機燃料税	400	400	0	0	400	-	400	0	0
石油石炭税	6,010	6,010	▲ 30	▲ 30	5,980	-	5,980	▲ 30	▲ 30
電源開発促進税	3,070	3,070	70	70	3,140	-	3,140	70	70
自動車重量税	4,070	4,070	140	140	4,210	-	4,210	140	140
国際観光旅客税	490	490	110	110	600	700	1,300	810	810
関税	9,890	8,950	▲ 860	80	9,030	-	9,030	▲ 860	80
とん税	90	90	0	0	90	-	90	0	0
印紙収入									
収入印紙	5,040	5,040	▲ 130	▲ 130	4,910	-	4,910	▲ 130	▲ 130
現金収入	5,260	5,260	630	630	5,890	-	5,890	630	630
計	10,300	10,300	500	500	10,800	-	10,800	500	500
合 計	778,190	806,980	64,560	35,770	842,750	▲ 5,400	837,350	59,160	30,370
(交付税及び譲与税) (配付金特別会計)									
地方法人税	21,773	23,145	2,726	1,354	24,499	-	24,499	2,726	1,354
地方揮発油税	2,114	2,034	▲ 354	▲ 274	1,760	-	1,760	▲ 354	▲ 274
石油ガス税(譲与分)	40	40	0	0	40	-	40	0	0
航空機燃料税(譲与分)	145	145	0	0	145	-	145	0	0
自動車重量税(譲与分)	3,083	3,083	106	106	3,189	-	3,189	106	106
特別とん税	113	113	0	0	113	-	113	0	0
森林環境税	679	679	▲ 13	▲ 13	666	-	666	▲ 13	▲ 13
特別法人事業税	23,454	25,245	2,611	820	26,065	-	26,065	2,611	820
合 計	51,401	54,484	5,076	1,993	56,477	-	56,477	5,076	1,993
(国債整理基金特別会計)									
たばこ特別税	1,149	1,149	28	28	1,177	-	1,177	28	28
(東日本大震災) (復興特別会計)									
復興特別所得税	4,760	5,178	558	140	5,318	▲ 380	4,938	178	▲ 240
総 計	835,500	867,791	70,222	37,931	905,722	▲ 5,780	899,942	64,442	32,151

(注) 自動車重量税及び自動車重量税(譲与分)の現行法による収入見込額は、令和8年度税制改正におけるエコカー減税の基準見直しによる増収見込額(自動車重量税140億円、自動車重量税(譲与分)106億円)を含めて計上している。これは、当該増収見込額が、令和5年度税制改正において燃費基準の達成度の切上げを順次行っており、令和5年度改正後の燃費基準の達成度が適用されるようになった令和7年度から令和8年度にかけて追加的に発生した減収見込額(自動車重量税▲20億円、自動車重量税(譲与分)▲15億円)に対応するものであることを勘案したものである。

〔第4表〕 令和8年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1) 物価上昇局面における基礎控除等の対応	▲ 6,680	▲ 7,060
(2) ひとり親控除の控除額の引上げ	▲ 10	—
(3) 住宅ローン控除の拡充等	▲ 90	0
(4) NISAの口座開設可能年齢の下限撤廃等	▲ 60	0
(5) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し	2,870	—
(6) 通勤手当の非課税限度額の引上げ等	▲ 20	▲ 20
(7) 公的年金等控除の見直し	50	—
(8) 食事の支給について非課税とされる使用者の負担額の上限の引上げ	▲ 20	▲ 20
個人所得課税 計	▲ 3,960	▲ 7,100
2. 法人課税		
(1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し	▲ 20	▲ 10
(2) 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設	▲ 4,100	▲ 2,840
(3) 研究開発税制の見直し	90	120
(4) 賃上げ促進税制の見直し	6,750	3,340
(5) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し	20	10
法人課税 計	2,740	620
3. 消費課税		
(1) 国境を越えた電子商取引に係る消費税の課税対象の見直し	410	—
(2) 国際観光旅客税の税率引上げ	1,200	700
消費課税 計	1,610	700
合計	390	▲ 5,780

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(注2) 揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率廃止による減収見込額は平年度▲1.0兆円程度。

(注3) 賃上げ促進税制(給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度)の見直しによる増収見込額は、地方法人税等の増収見込額と合わせて平年度7,780億円程度。

(注4) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置(特定の基準所得金額の課税の特例)の改正前の制度部分の所得税の増収見込額は1,130億円であり、令和8年度税制改正による増収見込額と合わせて平年度4,000億円となる。

(注5) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置(減収見込額▲170億円)の廃止(信託等可能期間を延長せずに終了)により、将来的に同措置による減収効果が消失するものと見込まれる。

(注6) 「1.(1)物価上昇局面における基礎控除等の対応」は、基礎控除の引上げ(平年度▲2,060億円、初年度▲2,390億円)、基礎控除等の特例の拡充(平年度▲4,490億円、初年度▲4,500億円)及び給与所得控除の引上げ等(平年度▲130億円、初年度▲170億円)である。

- (注7) 住宅ローン控除の拡充等による平年度減収見込額は、令和8年から令和12年までの居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額の平均額を計上している。
- (注8) 物品販売に係る消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる消費税額は、平年度150億円。
- (注9) 令和8年度税制改正における自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収見込額は平年度280億円程度、初年度250億円程度（特別会計分を含む）。他方、令和5年度税制改正において燃費基準の達成度の切上げを順次行っており、令和5年度改正後の燃費基準の達成度が適用されるようになった令和7年度から令和8年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は▲40億円程度（特別会計分を含む）。

(備考) 研究開発税制の見直しによる増減収見込額の内訳

(単位：億円)

改正事項	平年度
1. 戦略技術領域型（重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度）の創設等	▲ 980
2. インセンティブの更なる強化（一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し等）	1,070
合計	90

(注) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

【別掲】 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による増収見込額

(単位：億円)

項目	令和8年度	令和9年度	平年度
1. 防衛特別法人税の創設（令和8年4月施行）	5,760	9,230	8,690
2. たばこ税の見直し（令和8年4月施行）	440	1,160	2,120
3. 防衛特別所得税の創設（令和9年1月施行）	380	2,630	2,560
合計	6,580	13,020	13,370

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(注2) 令和7年度税制改正及び令和8年度税制改正を踏まえた防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による現時点の増収見込額を記載したもの。計数は今後変動がありうる。

(注3) 復興特別所得税の税率引下げによる特別会計分の減収見込額は、平年度▲2,560億円程度、初年度▲380億円程度。

〈第5表〉 主要経済指標

「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和8年1月23日閣議決定）」（抜粋）

	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績見込み)	令和8年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				令和6年度		令和7年度		令和8年度	
				兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	642.4	669.2	691.9	3.7	0.5	4.2	1.1	3.4	1.3
民間最終消費支出	340.4	353.5	365.3	2.9	0.2	3.9	1.3	3.4	1.3
民間住宅	27.6	27.3	28.3	2.6	▲0.7	▲0.8	▲3.4	3.3	1.3
民間企業設備	119.2	124.6	130.5	4.2	0.9	4.5	1.9	4.8	2.8
民間在庫変動（ ）内は寄与度	0.1	0.3	0.3	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
政府支出	161.0	164.8	170.0	4.6	2.0	2.3	0.5	3.1	1.1
政府最終消費支出	129.1	131.8	136.0	4.6	2.3	2.1	0.4	3.2	1.0
公的固定資本形成	32.0	33.0	34.0	3.8	0.1	3.1	0.5	2.9	1.3
財貨・サービスの輸出	141.7	145.5	151.4	6.8	1.7	2.8	2.5	4.0	2.0
(控除)財貨・サービスの輸入	147.4	146.9	153.9	6.3	3.3	▲0.4	2.7	4.8	2.9
内需寄与度				3.7	0.9	3.5	1.1	3.6	1.5
民需寄与度				2.5	0.4	2.9	1.0	2.8	1.3
公需寄与度				1.1	0.5	0.6	0.1	0.8	0.3
外需寄与度				0.0	▲0.4	0.7	▲0.1	▲0.2	▲0.2
国民所得	452.0	477.6	496.1	2.4		5.7		3.9	
雇用人報酬	314.2	326.2	338.1	4.1		3.8		3.7	
財産所得	36.3	42.0	44.3	13.8		15.8		5.4	
企業所得	101.6	109.5	113.8	▲5.8		7.7		4.0	
国民総所得	682.1	711.1	737.4	4.0	1.1	4.3	1.7	3.7	1.7
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%		%程度		%程度	
労働力人口	6,968	7,005	7,010	0.5		0.5		0.1	
就業者数	6,793	6,831	6,841	0.5		0.6		0.1	
雇用人数	6,141	6,190	6,212	0.9		0.8		0.4	
完全失業率	%	%程度	%程度						
	2.5	2.5	2.4						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・変化率	▲1.4	0.3	1.2						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	3.3	2.3	1.4						
消費者物価指数・変化率	3.0	2.6	1.9						
GDPデフレーター・変化率	3.2	3.1	2.0						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	▲6.6	▲2.1	▲2.9						
貿易収支	▲4.0	0.6	0.2						
輸出	106.3	108.6	113.8	4.1		2.2		4.8	
輸入	110.3	108.1	113.7	4.3		▲2.0		5.2	
経常収支	29.5	35.6	38.4						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	4.6	5.3	5.5						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 世界GDP（日本を除く。）の実質成長率、円相場及び原油輸入価格については、以下の前提を置いている。これらは、作業のための想定であって、政府としての予測又は見通しを示すものではない。

	令和6年度(実績)	令和7年度	令和8年度
世界GDP（日本を除く。）の実質成長率（%）	3.1	2.8	2.8
円相場（円/ドル）	152.5	150.8	155.2
原油輸入価格（ドル/バレル）	82.8	71.3	68.0

(備考)

1. 世界GDP（日本を除く。）の実質成長率は、国際機関の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、令和7年11月1日～11月30日の期間の平均値（155.2円/ドル）で、同年12月以降一定と想定。
3. 原油輸入価格は、令和7年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値（68.0ドル/バレル）で、同年12月以降一定と想定。

三 各税の収入見積り

令和8年度租税及び印紙収入予算額は、税目ごとに、政府経済見通しによる経済諸指標、予算編成時点までの課税実績、収入状況等を勘案して見積もったものです。以下、税目ごとに収入見積りの内容を説明します。

一般会計

1 所得税

(1) 源泉所得税

A 給与所得に対する源泉所得税

令和7年度の実績見込を基礎とし、令和8年度政府経済見通しによる雇用者報酬の伸び、前年度以前の改正の平年度化による影響額等を勘案して、令和7年度に対する令和8年度税額の割合を 108%程度と見込み

本年度収入見込額を 145,600億円

とし、これに

繰越滞納分の本年度収入見込額 220 〇

を加え

給与所得に対する本年度収入見込額を 145,820 〇

としました。

B 利子所得に対する源泉所得税

予算編成時点における課税実績等を勘案して利子所得に対する本年度収入見込額を

9,180 〇

としました。

C 配当所得等に対する源泉所得税

予算編成時点における課税実績等を勘案して、本年度収入見込額を

配当所得に対する税額 32,880 〇

退職所得に対する税額 3,540 〇

非居住者の所得に対する税額 13,810 〇

特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等に対する税額 15,080 〇

社会保険診療報酬、外交員報酬、原稿料等に

対する税額 12,970億円
計 78,280 〇

としました。

D 合計 (A + B + C) 233,280 〇

から

還付見込税額 ▲20,630 〇
を差し引き

現行法による令和8年度収入見込額を 212,650 〇

とし、これから

税制改正による減収見込額 ▲6,610 〇
を差し引き

令和8年度予算額を 206,040億円
としました。

(2) 申告所得税

A 令和8年分所得に対する申告所得税

令和7年の課税見込を基礎とし、前年度以前の改正の平年度化による影響額等を勘案して、特定の基準所得金額の課税の特例の影響を勘案する前の令和7年度税額に対する令和8年度税額の割合を、所得者別に

事業	その他	計
100%	102%	101%

程度と見込み

当該特例の影響を勘案する前の本年度分課税見込額を 45,420億円

とし、これに

当該特例による追加の課税見込額 1,130 〇
を加え

本年度分課税見込額を 46,550 〇

と見込み、予定納税分を調整し、収入歩合を99%程度として

本年度収入見込額を 47,510 〇

としました。

B 過年所得分
本年度収入見込額を 1,840億円
としました。

C 繰越滞納分
本年度収入見込額を 550 〆
としました。

D 合計 (A + B + C) 49,900 〆
から
還付見込税額 ▲2,200 〆
を差し引き
現行法による令和8年度収入見込額を
47,700 〆
とし、これから
税制改正による減収見込額 ▲490 〆
を差し引き
令和8年度予算額を 47,210億円
としました。

2 防衛特別所得税

所得税において見込んだ課税見込額を基礎に、
課税の実施時期を勘案して 380億円
を令和8年度予算額としました。

3 法人税

A 申告分

令和7年度年税額（令和7年4月から8年3
月までに事業年度の終了する法人の年税額）の
実績見込を基礎とし

令和8年度政府経済見通しによる鉱工業生産、
国内企業物価、財貨・サービスの輸出及び民間
最終消費支出等の伸びを基礎に、各決算期の所
得の発生期間、年税額の月別割合等を勘案し、
令和7年度に対する令和8年度年税額（令和8
年4月から9年3月までに事業年度の終了する
法人の年税額）の割合を 105%程度
と見込み

令和8年度の年税額を 209,990億円
とし、これに、令和8年4月から同年9月まで
に事業年度の終了する1年決算法人に係る中間

申告分等を調整した
令和8年度申告見込税額 221,310億円
のうち、収入歩合を99%程度として
本年度収入見込額を 220,150 〆
としました。

(注) 令和7年度に対する令和8年度年税額の割
合の算定に当たって用いた計数は以下のとお
りです。

生	産	101%程度
物	価	101 〆
輸	出	104 〆
消	費	104 〆
生産、物価、輸出及び消費の合算等		104 〆
繰越欠損金の解消の影響		101 〆

B 更正決定分

予算編成時点における更正決定の実績を勘案
して
更正決定による本年度収入見込額を 830億円
としました。

C 繰越滞納分

本年度収入見込額を 840 〆
としました。

D 合計 (A + B + C) 221,820 〆
から

還付見込税額 ▲15,480 〆
を差し引き
現行法による令和8年度収入見込額を
206,340 〆

とし、これに

税制改正による増収見込額 620 〆
を加え
令和8年度予算額を 206,960億円
としました。

4 防衛特別法人税

法人税において見込んだ年税額を基礎に、基
礎控除の影響、課税の実施時期等を勘案して
5,760億円
を令和8年度予算額としました。

5 相続税

令和7年度の実績見込を基礎とし、令和7年度に対する令和8年度の相続税及び贈与税に係る税額の割合を

相続税	贈与税	計
102%	102%	102%

程度と見込み

本年度収入見込額を

相続税	贈与税	計
35,160億円	3,630億円	38,790億円

とし、これから

還付見込税額 ▲610億円
を差し引き
令和8年度予算額を 38,180億円
としました。

6 消費税

令和7年度年税額（令和7年4月から8年3月までに課税期間の終了する事業者の年税額及び同期間の輸入に係る税額）を基礎とし

令和8年度政府経済見通しによる民間最終消費支出、民間住宅、民間企業設備、公的固定資本形成並びに財貨・サービスの輸出及び輸入の伸びを基礎に、各課税期間、年税額の月別割合等を勘案し、令和7年度に対する令和8年度年税額（令和8年4月から9年3月までに課税期間の終了する事業者の年税額及び同期間の輸入に係る税額）の割合を 104%程度と見込み

令和8年度の確定申告で納税申告を行う事業者に係る年税額の総額を 253,630億円と、令和8年度の輸入に係る税額を 92,330 〆

とし、これらに、令和8年4月から9年1月までに課税期間の終了する1年決算法人に係る中間申告分等を調整した

令和8年度納税申告等見込額 365,550 〆のうち、収入歩合を99%程度として

本年度収入見込額を 361,980億円とし、これから
還付見込税額 ▲98,160 〆
を差し引き
繰越滞納分の本年度収入見込額 3,060 〆
を加え
令和8年度予算額を 266,880億円
としました。

7 酒 税

予算編成時点における課税実績等を勘案して令和8年度の課税見込を

	数 量	税 額
清酒	367千kℓ	360億円
焼酎	623 〆	1,490 〆
ビール	2,565 〆	4,310 〆
ウイスキー	209 〆	690 〆
発泡酒	1,568 〆	2,240 〆
スピリッツ等	1,213 〆	1,140 〆
リキュール	883 〆	890 〆
その他	453 〆	350 〆
合計	7,881 〆	11,470 〆

とし

令和8年度予算額を 11,470億円
としました。

8 たばこ税

予算編成時点における課税実績等を勘案して令和8年度の課税見込を

数 量	税 額
1,435億本	9,760億円

とし

令和8年度予算額を 9,760億円
としました。

9 揮発油税

予算編成時点における課税実績等を勘案して令和8年度の課税見込を

数 量	税 額	3,140億円
40,077千ℓ	9,720億円	を令和8年度予算額としました。

とし

令和8年度予算額を
9,720億円
としました。

10 石油ガス税

予算編成時点における課税実績等を勘案して
令和8年度の課税見込を

数 量	税 額
443千 t	80億円

とし、このうち

一般会計分収入（同上の2分の1） 40億円
を令和8年度予算額としました。

11 航空機燃料税

予算編成時点における課税実績等を勘案して
令和8年度の課税見込を

数 量	税 額
4,138千ℓ	545億円

とし、このうち

一般会計分収入（同上の15分の11） 400億円
を令和8年度予算額としました。

12 石油石炭税

予算編成時点における課税実績等を勘案して
令和8年度の課税見込を

	数 量	税 額
原 油	112,500千ℓ	3,150億円
その他	—	3,390 〆
合 計	—	6,540 〆

とし、これから

還付見込税額 ▲560億円
を差し引き
令和8年度予算額を 5,980億円
としました。

13 電源開発促進税

予算編成時点における課税実績等を勘案して

14 自動車重量税

予算編成時点における課税実績等を勘案して
令和8年度収入見込額を 7,399億円

とし、このうち

一般会計分収入（同上の1,000分の569）
4,210億円

を令和8年度予算額としました。

15 国際観光旅客税

予算編成時点における課税実績、国際観光旅
客等の動向を勘案して

現行法による令和8年度の収入見込額を

600億円

とし、これに

税制改正による増収見込額 700 〆

を加え

令和8年度予算額を 1,300億円

としました。

16 関 税

予算編成時点における課税実績、輸入見込等
を勘案して

令和8年度収入見込額を

食 料 品 4,430億円

原 料 品 190 〆

加工製品 4,410 〆

合 計 9,030 〆

とし

令和8年度予算額を 9,030億円

としました。

17 とん税

予算編成時点における収入状況等を勘案して
90億円

を令和8年度予算額としました。

18 印紙収入

予算編成時点における収入状況、売りさばき状況等を勘案して

令和8年度予算額を	
収入印紙	4,910億円
現金収入	5,890 〳
合計	10,800 〳

としました。

交付税及び譲与税配付金特別会計

19 地方法人税

法人税において見込んだ年税額を基礎に、収入歩合等を勘案して 24,499億円を令和8年度予算額としました。

20 地方揮発油税

予算編成時点における課税実績等を勘案して令和8年度の課税見込を

数量	税額
40,077千kl	1,760億円

とし

令和8年度予算額を 1,760億円

としました。

21 石油ガス税（譲与分）

石油ガス税において見込んだ収入見込額 80億円

のうち

石油ガス税（譲与分）収入（同上の2分の1） 40億円

を令和8年度予算額としました。

22 航空機燃料税（譲与分）

航空機燃料税において見込んだ収入見込額 545億円

のうち

航空機燃料税（譲与分）収入（同上の15分の4） 145億円

を令和8年度予算額としました。

23 自動車重量税（譲与分）

自動車重量税において見込んだ収入見込額 7,399億円

のうち

自動車重量税（譲与分）収入（同上の1,000分の431） 3,189億円

を令和8年度予算額としました。

24 特別とん税

予算編成時点における収入状況等を勘案して 113億円

を令和8年度予算額としました。

25 森林環境税

予算編成時点における課税実績等を勘案して 666億円

を令和8年度予算額としました。

26 特別法人事業税

予算編成時点における法人事業税の課税実績等を勘案して 26,065億円

を令和8年度予算額としました。

国債整理基金特別会計

27 たばこ特別税

予算編成時点における課税実績等を勘案して令和8年度の課税見込を

数量	税額
1,435億本	1,177億円

とし

令和8年度予算額を 1,177億円

としました。

東日本大震災復興特別会計

28 復興特別所得税

所得税において見込んだ収入見込額を勘案して

現行法による令和8年度収入見込額を

5,318億円

とし、これから

税制改正による減収見込額 ▲380億円 令和8年度予算額を 4,938億円
を差し引き としました。

〈参考1〉 租税及び印紙収入（一般会計分）決算額の推移

税目		年度	令和4	令和5	令和6
			億円	億円	億円
所得税	源 泉 分 申 告 分 計	分	187,365	180,015	167,201
		分	37,852	40,514	44,885
		計	225,217	220,530	212,086
法 人 税		149,398	158,606	179,102	
相 続 税		29,694	35,663	35,523	
消 費 税		230,793	230,923	250,212	
酒 税		11,876	11,814	11,827	
た ば こ 税		9,567	9,591	9,505	
揮 発 油 税		20,653	20,656	20,468	
石 油 ガ ス 税		47	45	42	
航 空 機 燃 料 税		315	323	327	
石 油 石 炭 税		6,630	5,966	5,784	
電 源 開 発 促 進 税		3,122	3,075	3,128	
自 動 車 重 量 税		3,935	3,853	3,950	
国 際 観 光 旅 客 税		126	399	525	
関 税		10,084	9,103	9,312	
と ん 税		96	92	89	
印 紙 収 入		9,821	10,124	10,442	
そ の 他		0	0	0	
計		711,374	720,761	752,321	

〈参考2〉 歳出総額に対する租税及び印紙収入の割合の推移（一般会計分）

年度	歳出総額 (A)	租税及び印紙収入 (B)	割 合 (B/A)
	億円	億円	%
令和4	1,323,855	711,374	53.7
令和5	1,275,788	720,761	56.5
令和6	1,230,240	752,321	61.2
令和7	1,335,012	806,980	60.4
令和8	1,223,092	837,350	68.5

(注) 令和6年度までは決算額、令和7年度は補正後予算額、令和8年度は予算額による。

〈参考3〉 国民所得に対する租税負担率

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			負 担 率	
		国 税	地 方 税	計	国 税	計
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	12.9
	億円	億円	億円	億円		
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	22.4
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	18.9
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	18.0
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	18.9
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	18.3
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	21.7
平成60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	24.0
平成2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	27.7
7	3,866,932	549,630	336,750	886,380	14.2	22.9
8	4,009,651	552,261	350,937	903,198	13.8	22.5
9	3,953,156	556,007	361,555	917,562	14.1	23.2
10	3,800,064	511,977	359,222	871,199	13.5	22.9
11	3,775,438	492,139	350,261	842,400	13.0	22.3
12	3,925,225	527,209	355,464	882,673	13.4	22.5
13	3,790,384	499,684	355,488	855,172	13.2	22.6
14	3,746,477	458,442	333,785	792,227	12.2	21.1
15	3,799,487	453,694	326,657	780,351	11.9	20.5
16	3,856,048	481,029	335,388	816,417	12.5	21.2
17	3,835,782	522,905	348,044	870,949	13.6	22.7
18	3,916,179	541,169	365,062	906,231	13.8	23.1
19	3,927,478	526,558	402,668	929,226	13.4	23.7
20	3,610,780	458,309	395,585	853,894	12.7	23.6
21	3,497,018	402,433	351,830	754,262	11.5	21.6
22	3,622,431	437,074	343,163	780,237	12.1	21.5
23	3,555,647	451,754	341,714	793,468	12.7	22.3
24	3,574,215	470,492	344,608	815,100	13.2	22.8
25	3,729,120	512,274	353,743	866,017	13.7	23.2
26	3,791,067	578,492	367,855	946,346	15.3	25.0
27	3,958,639	599,694	390,986	990,679	15.1	25.0
28	3,949,030	589,563	393,924	983,486	14.9	24.9
29	4,031,062	623,803	399,044	1,022,847	15.5	25.4
30	4,086,160	642,241	407,514	1,049,756	15.7	25.7
令和元	4,028,433	621,751	412,115	1,033,866	15.4	25.7
2	3,790,631	649,330	408,256	1,057,586	17.1	27.9
3	4,030,656	718,811	424,089	1,142,900	17.8	28.4
4	4,191,459	763,377	440,522	1,203,899	18.2	28.7
5	4,413,626	773,872	446,209	1,220,081	17.5	27.6
6	4,520,193	810,659	462,691	1,273,350	17.9	28.2
7 補正後	4,776,000	867,791	483,329	1,351,120	18.2	28.3
8 予 算	4,961,000	899,942	490,163	1,390,105	18.1	28.0

(備考) 1 国民所得は、昭和25年度以前は「国民経済計算 (1953SNA)」、昭和30年度から昭和50年度までは「国民経済計算 (1968SNA)」、昭和55年度から平成2年度までは「国民経済計算 (1993SNA)」及び平成7年度から令和6年度までは「国民経済計算 (2008SNA)」による実績額であり、令和7年度及び令和8年度は「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和8年1月23日閣議決定)における「主要経済指標」の実績見込み及び見通しである。

2 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、令和6年度までは決算額、7年度は補正後予算額、8年度は予算額によった。

3 地方税は、令和6年度までは決算額、7年度及び8年度は見込額である。

〈参考4〉 直接税及び間接税等の比率

年 度	総 額		比 率		直 接 税		比 率		間 接 税 等		比 率	
	百万円	億円	%		百万円	億円	%		百万円	億円	%	
昭和9～11年度	1,226		100		427		34.8		799		65.2	
24	6,361		100		3,444		54.1		2,917		45.9	
25	5,702		100		3,136		55.0		2,566		45.0	
30	9,363		100		4,811		51.4		4,552		48.6	
35	18,010		100		9,784		54.3		8,226		45.7	
40	32,785		100		19,416		59.2		13,369		40.8	
45	77,732		100		51,344		66.1		26,388		33.9	
50	145,043		100		100,583		69.3		44,460		30.7	
55	283,688		100		201,628		71.1		82,060		28.9	
60	391,502		100		285,170		72.8		106,332		27.2	
平成 2	627,798		100		462,971		73.7		164,827		26.3	
7	549,630		100		363,519		66.1		186,111		33.9	
8	552,261		100		360,476		65.3		191,785		34.7	
9	556,007		100		352,325		63.4		203,682		36.6	
10	511,977		100		303,397		59.3		208,580		40.7	
11	492,139		100		281,293		57.2		210,846		42.8	
12	527,209		100		323,193		61.3		204,016		38.7	
13	499,684		100		297,393		59.5		202,291		40.5	
14	458,442		100		257,891		56.3		200,551		43.7	
15	453,694		100		254,727		56.1		198,967		43.9	
16	481,029		100		279,858		58.2		201,171		41.8	
17	522,905		100		315,413		60.3		207,492		39.7	
18	541,169		100		335,007		61.9		206,162		38.1	
19	526,558		100		323,273		61.4		203,285		38.6	
20	458,309		100		264,507		57.7		193,802		42.3	
21	402,433		100		212,941		52.9		189,492		47.1	
22	437,074		100		246,225		56.3		190,849		43.7	
23	451,754		100		258,581		57.2		193,173		42.8	
24	470,492		100		276,251		58.7		194,241		41.3	
25	512,274		100		311,381		60.8		200,893		39.2	
26	578,492		100		328,821		56.8		249,670		43.2	
27	599,694		100		335,753		56.0		263,941		44.0	
28	589,563		100		328,527		55.7		261,035		44.3	
29	623,803		100		360,767		57.8		263,036		42.2	
30	642,241		100		377,375		58.8		264,866		41.2	
令和 元	621,751		100		353,168		56.8		268,584		43.2	
2	649,330		100		362,085		55.8		287,245		44.2	
3	718,811		100		419,902		58.4		298,909		41.6	
4	763,377		100		449,656		58.9		313,721		41.1	
5	773,872		100		461,317		59.6		312,555		40.4	
6	810,659		100		478,418		59.0		332,241		41.0	
7 補正後	867,791		100		533,727		61.5		334,064		38.5	
8 予 算	899,942		100		560,698		62.3		339,244		37.7	

(備考) 1 本表は国税について作成したものであり、その範囲等については前掲〈参考3〉(備考)2参照。

2 「直接税」及び「間接税等」の区分は下記による。

直接税 所得税(譲与分を含む。)、防衛特別所得税、復興特別所得税、森林環境税、法人税、防衛特別法人税、地方法人税、復興特別法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、特別法人事業税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入

間接税等 直接税以外のもの